

5 - 65 前部反射器

5 - 65 - 1 装備要件

被牽引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。（保安基準第35条第1項）

5 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第35条第2項関係、細目告示第203条第1項関係）

前部反射器は、夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯（5-57-2-1の走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものを除く。）5-66、5-67及び5-73において同じ。）をいう。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。

前部反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。

前部反射器による反射光の色は、白色であること。

前部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

- (2) 次に掲げる前部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第203条第2項関係）

指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器

法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器

5 - 65 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第35条第3項関係）

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第203条第3項関係）

前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上

0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5° の平面) 並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30° の平面 (被牽引自動車に備える前部反射器にあつては、内側方向 10° の平面) 及び外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

前部反射器の取付位置は、 から までに規定するほか、5 - 63 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

前部反射器は、自動車の後方に表示しないように取り付けられていること。

前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 65 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) 次に掲げる前部反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 203 条第 4 項関係)

指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部反射器と同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器

5 - 65 - 4 適用関係の整理

4 - 65 - 4 の規定を適用する。